

第 4408 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月25日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

被災者生活再建支援金の税務上の取扱い

Q：被災者生活再建支援金の税務上の取扱いが改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

昨年暮れに改正があり、被災者生活再建支援金の税務上の取扱いが、次のように改正されました。

税務上、災害などによって住宅や家財に損失を蒙った場合は、雑損控除の取扱いが適用されます。雑損控除の金額は、次の算式で求めます。

雑損控除の金額＝〔損失の金額－保険金等により補填される金額（被災者生活再建支援金）〕－（所得金額×10%）

ところで、被災者生活再建支援金は、住宅が全壊等された世帯を対象に支給されるものでしたので、この損失の金額から控除するものとして取り扱われてきましたが、東日本大震災の実情を踏まえて見直しが行われ、被災者生活再建支援金は、この損失金額から控除しないとする変更が行われました。

したがって、今後はこの改正後の取扱いとなります。また、すでに被災者生活再建支援金を控除して確定申告をされている人につきましては、雑損控除の金額が増加することとなり、翌年に繰り越す損失額が増加したり、所得税が還付される場合がありますが、この見直しにつきましては、平成24年5月以降に行われることとなっています。

